

(整理番号 632)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第4回大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和6年10月1日(火)
午後2時04分から同6時26分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公益を代表する委員	3名
労働者を代表する委員	3名
使用者を代表する委員	3名

4 議 事

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議が行われ、労使から以下の主張が行われた。
 - 労働者を代表する委員からは、労働者の賃金に置くウェイトは大きい。特定最低賃金改正の役割を放棄してはならない等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。
 - 使用者を代表する委員からは、大阪府最低賃金と特定最低賃金との現状の金額差が人材確保の魅力とは言い難い。中小零細企業に与える労務費に対する影響は低くない。特定最低賃金の存在意義は変わっている等の理由から改正決定の必要性無しとする主張があった。
- (2) 賃金の実態調査及び各種資料等を参考として、労使で十分に審議を尽くしたが、主張に隔たりがあり、全会一致の結論に至らなかったため、「改正の必要性ありとすることはできない」との審議結果を総会に報告することとなった。